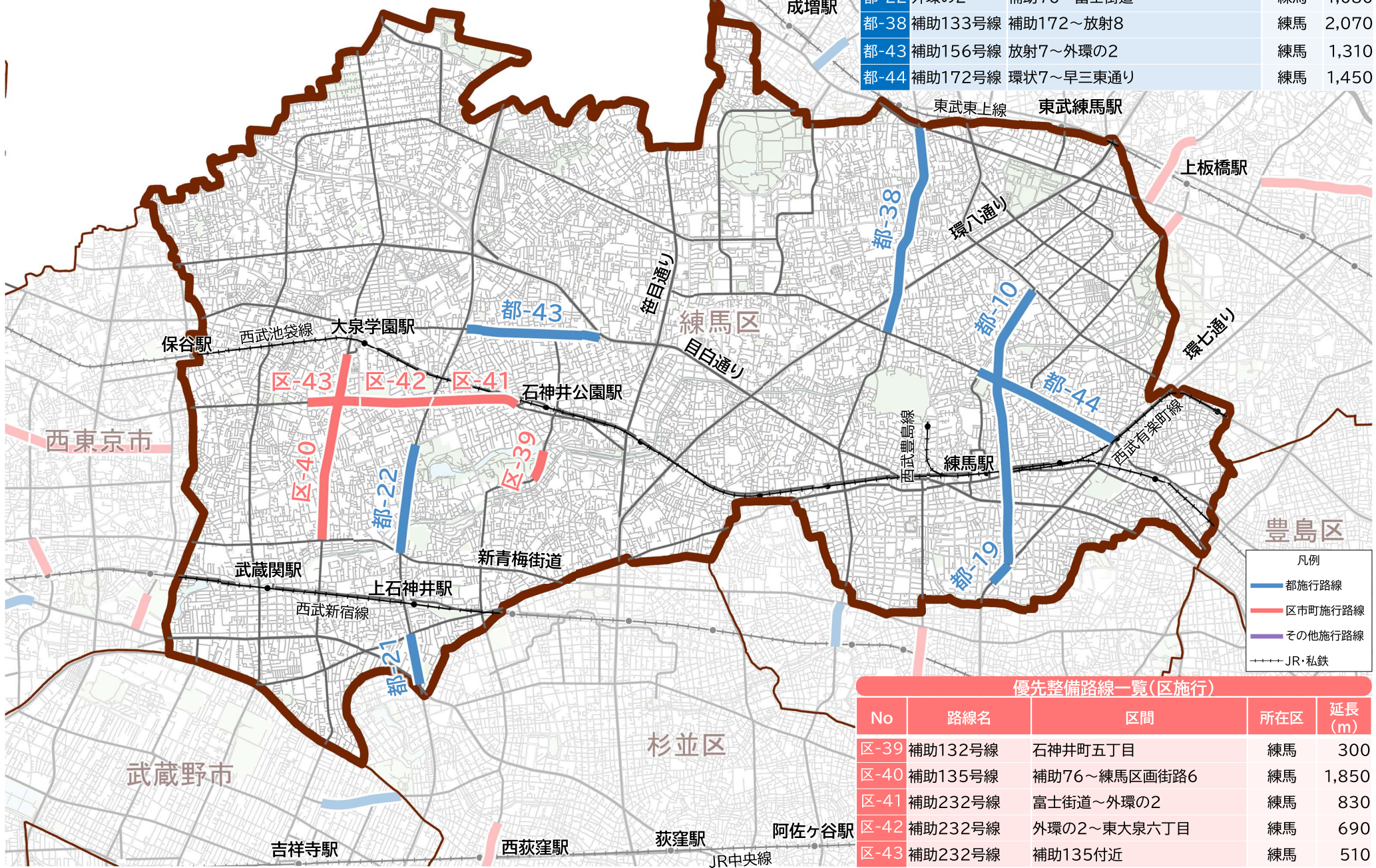


# 練馬区

優先整備路線に選定しなかった路線についても、以下のような場合には、計画期間内に事業化することがあります。

- 隣接区間などの周辺道路の整備が進み、整備の優先度が高まった場合
- 防災都市づくり推進計画に位置付けられた整備地域等の整備、土地区画整理、市街地再開発等の面的整備、団地の建替え、大規模な開発、行政計画に位置付けられた施設等の整備など、まちづくりが具体化し、整備の優先度が高まった場合
- 鉄道の立体交差計画が具体化した場合
- 都市計画道路を新規追加又は変更した場合
- 計画内容再検討路線のうち、計画の方向性が定まるなど事業化の準備が整った場合 など

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
都-10	放射35号線	環状7～放射36	練馬	2,780
都-19	環状7号線	豊玉南二丁目～放射35	練馬	260
都-21	外環の2	放射6～補助229	練馬	500
都-22	外環の2	補助76～富士街道	練馬	1,080
都-38	補助133号線	補助172～放射8	練馬	2,070
都-43	補助156号線	放射7～外環の2	練馬	1,310
都-44	補助172号線	環状7～早三東通り	練馬	1,450



凡例

- 都施行路線 (Blue line)
- 区市町施行路線 (Red line)
- その他施行路線 (Purple line)
- JR・私鉄 (Dashed line)

No	路線名	区間	所在区	延長(m)
区-39	補助132号線	石神井町五丁目	練馬	300
区-40	補助135号線	補助76～練馬区画街路6	練馬	1,850
区-41	補助232号線	富士街道～外環の2	練馬	830
区-42	補助232号線	外環の2～東大泉六丁目	練馬	690
区-43	補助232号線	補助135付近	練馬	510